



法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業 年 度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

**付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項 第1号 第3号 に掲げる事業)**

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表5の3①	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益 別表5④	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子 別表5の4②	②						付加価値額 ①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料 別表5の5③	③												

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額 ⑥	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子 ⑦	⑦						外国の事業に帰属する付加価値 額の計算方法	区分計算・従業者数按分					
外国の事業に帰属する純支払賃借料 ⑧	⑧						外国における事務所又は事業所 の期末の従業者数	⑪	人				
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑨	⑨						期末の総従業者数	⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを 通じて算定した報酬給与額	⑮	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子	⑭					鉱物の掘採事業と精錬事業とを 通じて算定した純支払利子		⑯						
	純支払賃借料	⑰							鉱物の掘採事業と精錬事業とを 通じて算定した純支払賃借料	⑰					
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑱						生產品の収入金額又は生產品の収入金 額から買鉱価格を差し引いた金額	⑳						
	純支払利子	㉑						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価 格	㉑						
	純支払賃借料	㉒						鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 ⑮×㉑/⑳	㉒						
農行 事組 業 法 人 の	報酬給与額	㉓						鉱物の掘採事業に係る純支払利子 ⑯×㉑/⑳	㉓						
	純支払利子	㉔						鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 ⑰×㉑/⑳	㉔						
	純支払賃借料	㉕													
非課 税 事 業 計	報酬給与額 ⑬+⑱+㉓	㉖													
	純支払利子 ⑭+㉑+㉔	㉗													
	純支払賃借料 ⑰+㉒+㉕	㉘													

4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額 ①-⑥-㉖	⑳	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料 ③-⑧-㉘	㉙	兆	十億	百万	千	円
純支払利子 ②-⑦-㉗	㉚												